

令和6年 第3回浜松市議会定例会  
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 鈴木真人

質問	答弁
<p><b>1. こどもまんなか社会の実現に向けて</b>            本年は、子どもの権利条約が国連総会で採択されて35年、日本が批准して30年の節目の年となっている。4月には、市長が「こどもまんなか応援サポーター」に参加することを宣言した。一方、現在策定中のこども計画は骨子案の段階であるため、こどもは権利の主体であるとするこども基本法の重要な部分の反映が見えにくい状況にある。こどもは権利の主体であり、そのこどもの権利を守るために行政が果たすべき役割は大きいものがある。そのため、こどもの権利の視点も含め、市長の目指すこどもまんなか社会の目標を伺う。</p> <p><b>2. こどもが権利の主体となる社会を目指して</b>            本市において、2026年度中の施行に向けてこどもの権利に関する条例の検討が行われている。</p> <p>(1) こどもが権利の主体であることをこども自身が理解することに加え、市民の理解を得ることが重要となる。そのため、条例の検討段階から広く市民に周知するとともに、こどもや市民の意見を聴くため、当事者であるこどもや市民が条例検討に加わることが必要と考えるが、いかがか伺う。</p> <p>(2) こどもの権利に関する条</p>	<p><b>1. 中野市長</b>            昨年4月に施行されたこども基本法では、「児童の権利に関する条約」の4原則の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されている。こどもの最善の利益を第一に考え、社会全体でこどもを守り育てるという、こども基本法の理念は、私も重要なものと認識している。また、こどもの権利を保障するためには、こどもたちが権利を有することを自ら理解し、社会全体でも共有することが大切である。こうしたことから、現在策定中のこども計画案においては、こども基本法の理念も踏まえ、施策の柱の1番目に「こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進」を掲げ、こどもの権利に関する条例の整備を進めていくことなどを盛り込んでいる。こどもは、生まれながらに権利の主体であり、一人ひとりがとても大切な存在である。今後も全てのこどもや若者が、生まれ育った環境や家庭の状況に左右されることなく権利の擁護が図られ、将来に夢や希望を持って自分らしく幸せに成長できる、「こどもまんなか社会」の実現を目指していく。</p> <p><b>2. (1)(2)吉積こども家庭部長</b>            (1) 条例の検討にあたり、こどもの視点や意見は大切であり、当事者が関わることは、こどもが権利の主体であることの自覚や理解促進にもつながる。また、こどもの権利を尊重し、健やかな成長を社会全体で支えていくうえで、こどもの権利を条例の中で市民にわかりやすく伝えていくことは大変重要であると認識している。市民への周知やこどもなどの参画については、こどもの権利について考えていただく機会を提供する市民向けのフォーラムの開催や啓発リーフレットの配布、こどもを対象としたアンケートのほか、本年度設置したフリーボードの活用なども検討している。また、検討にあたっては、有識者や関係団体の代表等による条例の検討委員会においても、こどもの支援に関わる方の意見なども参考にしながら、丁寧に協議を重ねていきたいと考えている。今後も、多くのこどもや市民が、こどもの権利について関心を持ち、理解を深められるよう、条例の整備に取り組んでいく。</p> <p>(2) こどもの権利を規定した条例を制定している自治体の中には、いじ</p>

質問	答弁
<p>例の検討と合わせて、体罰やいじめ、虐待などこどもの人権が侵害される事象について調査、勧告などを行う第三者性をもつ独立した、こどものための権利擁護委員会の設置を検討すべきと考えるが伺う。</p> <p><b>3. 子どもアドボカシーについて</b> 2022年に児童福祉法が改正され、社会的養護を必要とするこどもの意見表明を聴く仕組みが定められた。2023年に施行されたこども基本法には子ども権利条約の4原則が6つの基本理念に織り込まれた。子どもアドボカシーとは、こどもが自分の思いや願いを言えるように助けたり、こどもの依頼を受けてその思いや願いを代弁することを通じて、その思いや願いを叶え、こどもの権利（基本的人権）を実現するはたらきを言い、そのはたらきをする人が子どもアドボケイトである。そして、子どもアドボカシーは、第三者として独立した専門性を有する人材が求められる。そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 社会的養護を必要とするこどもの関係者に対して、子どもアドボカシーの理解を高めるための普及啓発について伺う。</p> <p>(2) 子どもアドボケイトの養成・育成について伺う。</p>	<p>めの防止や虐待の禁止等に関する規定を設けている事例もある。また、こうした権利侵害などに対応するため、こどもの権利擁護や救済を目的とした委員や委員会を設置している自治体もある。これらの主な役割としては、相談窓口の開設のほか、権利の侵害に対する調査や、その結果に基づいた勧告、要請を行うなど、その職務や権限は様々な内容となっている。委員会等の設置は、こどもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、権利の回復を支援するうえで有効であると考えますが、設置にあたっては、職務や権限など他の相談窓口や調査機関とのすみわけのほか、活動場所や人材、第三者性の確保などが課題になる。今後は、他自治体の取組なども参考に、本市の状況に即した権利擁護にかかる具体的な取組について、条例の内容と合わせて検討していく。</p> <p><b>3. (1)(2) 吉積こども家庭部長</b></p> <p>(1) 本年4月から施行された改正児童福祉法では、社会的養護のもとで暮らすこどもの権利擁護の強化を図るため、こども自身が他者へ意見や思いを表明できるようにサポートする、いわゆる「子どもアドボカシー」に関する取組みとして、意見表明等支援事業が創設された。これまで本市では、一時保護や施設入所、里親委託の際などに、児童相談所職員が「こどもの権利ノート」等を活用し、直接こどもの意見や思いを聴取し、これらを十分に勘案した上で支援方針に反映してきたが、改正児童福祉法を踏まえ、意見や思いを聴く機会を増やし、その内容を記録に残すなど、より丁寧な対応に努めることとした。また本年度から、意見表明等支援事業を開始する静岡県の実施状況などを参考に、来年度からの本市での事業実施に向け、関係機関との調整等を進めているところである。今後は、市職員だけでなく、児童福祉施設の職員や里親など、社会的養護のもとで暮らすこどもに関わる関係者が、こどもの権利擁護や意見表明等について理解を深め、こどもの立場に立って、その意見や思いをしっかりと受け止められるよう、子どもアドボカシーに関する研修や講演会等による普及啓発の取組みを検討していく。</p> <p>(2) こどもとの信頼関係を築きながら、第三者の立場でこどもの思いを聴いたり、代弁したりするアドボケイトの役割は大変重要であり、こどもアドボカシーの普及啓発と共に、その担い手となるアドボケイトを確保していく必要がある。また、こどもの年齢や発達等の状況により、意見表明への対応は異なることから、支援を行うアドボケイトには専門性が求められる。国では、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を作成しており、こどもアドボケイトの養成・育成には、国のガイドライン等に基づいた、こどもの権利擁護に関する学習や、ロールプレイングによる対面での演習など、専門的な知識を学ぶ研修が必要となる。こうした中、本年6月、市内のこども支援に関わるNPO法人等により、こ</p>

質問	答弁
<p><b>4. こども・若者政策を推進する新たな役職と切れ目のない子育て支援のためのデータ連携について</b></p> <p>尼崎市では、教育委員会も含めてこども・若者政策の全庁的な調整を行うためにこども政策監を設置している。また、住民記録、保健福祉、教育等8つのシステムから情報を吸い上げ、こどもの支援にあたる職員がそのこどもの情報を横断的に閲覧できる、こどもの育ち支援システムを活用することで分散された情報を一覧でき、漏れのない支援を行い、さらに支援記録を保存することで、継続一貫した支援ができています。本市においても、切れ目のない支援を行うために、幼少期からの各種の健診結果や様々な支援の記録を一覧できる、浜松版子育て支援システムの創設を待ち望む人がいる。しかし、部署毎に異なるシステムのデータ統合の難しさや、多くの部署の協力が必要なため推進・調整役となるリーダーの不在が課題となっている。そこで、以下伺う。</p> <p>(1) こどもまんなか社会の実現のために教育委員会も含めてこども・若者政策に特化した全庁的な調整を行うこども政策監に相当する役職が必要と考えるがいかがか。</p> <p>(2) 妊娠期からの健診結果等を一元的に管理し、関係機関が情報を共有することで、切れ目のない子育て支援を実現する重要性が高</p>	<p>どもの権利擁護を目的とした民間団体が設立された。今後は、当団体等とも連携して人材の発掘や養成・育成に努め、こどもから信頼されるアドボケイトの確保に取り組んでいく。</p> <p><b>4. (1)山名副市長</b></p> <p>本市では、2007年4月の政令指定都市移行時に、妊娠期から青少年期までの一貫した施策を推進するため、児童福祉や青少年健全育成、家庭教育の推進などの業務を集約して、こども家庭部を設置した。こども家庭部は、本市のこどもや子育て、若者の支援などの施策を取りまとめた「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」の推進にあたり、市長、副市長、関係部長等で構成する「子ども・若者支援推進会議」の事務局となり、毎年度、評価検証を行っている。また、現在策定中のこども計画につきましても、「子ども・若者支援推進会議」で協議を行うとともに、この会議のもとに、課長級による「こども計画策定検討会議」、担当者によるワーキンググループを位置づけ、部局横断的な体制により検討を進めていく。議員の質問にあった尼崎市では、市長部局と教育委員会のこどもに関するデータ連携などを進めており、こうした全庁的な調整役を昨年度設置された、こども政策監が担っていると伺っている。この取組のように、調整役となる役職者を設置する考え方もあるが、本市においては、こども家庭部のほか、学校教育部など各担当部署が専門性を活かした事業を展開するとともに、「子ども・若者支援推進会議」などで相互に連携を図ることにより、こども・若者施策等の推進に取り組んでいく。</p> <p><b>4. (2)水谷デジタル・スマートシティ推進部長</b></p> <p>現在、国は「こども家庭庁」が中心となり、閣議決定された「こども大綱」と、それに基づく「こどもまんなか実行計画」に則ったこども政策DXを進めている。本市でも、プレコンセプションケアから始まる切れ目のない子育て支援を実現するため、「子育てDX」を浜松市DX推進計画の重点取組業務と位置づけ、デジタル・スマートシティ推進部、健康福祉部、こども家庭部、教育委員会で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、取り組んでいる。プロジェクトチームでは、国の動向に合わせ、関係機関と連携した問診票や健診結果のデジタル化、電子版母子健康手帳の導入等を進めている。これにより、市として適切な時期に、迅速な支援が可能になるとともに、業務を効率化することで、市民からの相談対応や新たなこども政策の立案など、人が対応すべき業務に注力することができる。また、こうした取り組みの先には「こども情報の連携」が見込まれ、より効果的できめ細かな支援が可能となる。引き続き国の動向を見据えながら、子育てDXを積極的に推進し、全ての子どもが幸せで健やかに成長できる社会の実現を目指していく。</p>

質問	答弁
<p>まっている。そのため、尼崎市の子育て支援システムのようなデータ連携の仕組み導入 について、本市の具体的な検討状況を伺う。</p> <p><b>5. 家庭訪問型子育て支援ホームスタートについて</b></p> <p>1973年にイギリスでスタートしたホームスタートは、子育てに不安や悩みを抱える妊婦や乳幼児がいる家庭に、家庭の中で安全安心に支援するために、研修を受けた地域の子育て経験者がボランティアとして訪問する「家庭訪問型子育て支援」である。そして、世界22か国、日本でも32都道府県117地域にある団体が概ね市区町単位で訪問活動を行っているホームスタートは、保育や家事育児の代行はせず、「親自身に寄り添いエンパワメントすること」が目的であり、親子と一緒に過ごしながらか支援するため、親の育児力の向上や子育て意欲の向上に役立っている。本市においてもホームスタート導入を望む声があることから、ホームビジターの研修やオーガナイザーの養成研修などを行うホームスタート事業者に対する運営費用の支援について伺う。</p> <p><b>6. 学校給食の危機的な状況への対応について</b></p> <p>文部科学省が2021年2月に学校給食実施基準の一部改正を通知し、この中で年齢に応じて学校給食に必要な栄養価や各栄養素の摂取基準を定めている。また、</p>	<p>答弁</p> <p><b>5. 吉積こども家庭部長</b></p> <p>こどもが乳幼児である場合など、保護者が気軽に外出ができない状況において、家庭や地域での孤立感の解消や、家事・育児の負担軽減を図るうえで、家庭に訪問して支援することは効果的であると考えている。現在本市では、家庭訪問を通じた子育て支援として、家事・育児の負担軽減や地域での孤立を防ぐことを目的に、妊婦や乳幼児がいる家庭を対象にヘルパーが訪問する「はますくヘルパー利用事業」を実施している。本年度からは、利用対象年齢や利用上限時間、公費負担額を拡充したことで、9月末までの6か月間で、昨年度実績に近い延べ1,650件の利用があり、大幅に利用者が増えている。一方、家庭訪問型子育て支援ホームスタートは、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが「ホームビジター」として、妊婦や乳幼児のいる家庭を無料で訪問するもので、訪問時には、保護者の悩みや不安を傾聴したり、家事や育児を一緒に行ったりすることで、地域での孤立を防いで、前向きに子育てに取り組めるよう支援が行われている。また、ホームスタートでは、「ホームビジター」やその活動をサポートする「オーガナイザー」の養成が不可欠であり、全国的には地域の子育て支援団体等が主体となって実施されている。こうしたことから、ホームスタートについては、現在行っている訪問支援事業の利用状況や市内事業者の体制なども踏まえ、他都市の取組等も参考に調査、研究していく。</p> <p><b>6. 奥家学校教育部長</b></p> <p>食材価格の上昇への対応として、学校や学校給食センターの栄養教諭等が、子供の成長に必要な栄養価を保てるよう、安価で質の良い食材を選んで献立を作成し、調理方法にも工夫を凝らしている。また、2022年度からは国の交付金を活用し、保護者への負担を増やさないう給食費を据え置いている。食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであり、学校給食は、子供たちが望ま</p>

質問	答弁
<p>第4次浜松市食育推進計画では、食育のモデルになるような給食を提供し、給食を生かした食に関する指導の取り組みや、食文化の継承及び地産地消の推進のため浜松産12品目の使用率の目標値を設定するなど、学校における食育の中で給食は重要な役割を担っている。一方、近年の物価高騰により多くの食材価格が高騰し、本市では国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、本年度は、物価高騰分に相当する小学校一食あたり13円、中学校一食あたり15円の支援を実施している。しかしながら、物価高騰は収まる気配がなく、さらには夏以降の米価高騰も重なり、給食を作る現場では肉の種類を低価格のものに変更するなどの対応をしているが、国が定める学校給食摂取基準を満たした給食の提供、並びに食育の見本となるようなバランスの良い給食の提供が限界にきているとの声があり、このような状況が続くと子どもたちの摂る栄養価が低下してしまわないかと危惧している。そこで、給食の食材価格の高騰に対する来年度以降の対応について伺う。</p>	<p>しい食生活の定着や食事の重要性、地域の食文化等を身に付ける教育活動の一つとしてとても重要である。本市としては、学校給食法に基づき、これまでどおり給食費を保護者負担とすることを原則としながら、先月閣議決定された「新たな総合経済対策」に基づく重点支援地方交付金を活用し、学校給食を提供していきたいと考えている。今後も、食育の視点から、子供たちの健康の維持増進に望ましい学校給食の在り方について、国や他市町の動向を注視しつつ総合的に検討を進めていく。</p>
<p><b>7. 南海トラフ地震への備えについて</b>  本年元旦に能登半島地震が発生し、9月には線状降水帯による豪雨災害もあったが、被災地の復旧復興が進められつつある。一方で、8月には気象庁から巨大地震注意が発表され、本市においても南海</p>	<p><b>7. (1) 中野市長</b>  能登半島地震では、発災直後から珠洲市を中心に延べ1,000人の職員を派遣し、各種支援業務にあたってきた。私自身も、6月下旬に対口支援先の珠洲市を訪問し、被災の状況や復旧・復興の現状を確認してきた。現地では、地震発生から半年が過ぎた中、避難所には未だ避難者が生活しており、道路の啓開作業は進んでいるものの、道路脇の倒壊家屋はほとんど撤去されていないなど、被災された皆様が元の生活を取り戻すには、まだ長い年月を要するものと切実に感じたところである。今回の地</p>

質問	答弁
<p>トラフ地震に対する防災意識が高まっている。</p> <p>(1) 中野市長が6月末に能登半島地震の被災地に行き、対口支援をした珠洲市や市民団体の活動を視察されたと聞いている。能登半島での現地視察を通じて、本市における防災対策で今後力を入れていくべきと考えていることを伺う。</p> <p>(2) 小・中学校等の指定避難所の受入可能人数は限られているため、プライバシーが確保された在宅避難の備えが重要になっている。そこで、以下伺う。</p> <p>ア 食料・水の備蓄に加え、能登半島地震におけるトイレ問題に対して、災害に備え携帯トイレの備蓄の必要性をさらに周知していく取り組みについて伺う。</p> <p>イ 能登半島地震において、エコキュートが転倒して自宅での生活に困窮したとの報道があったため、感震ブレーカー助成のようにエコキュート転倒防止への助成について伺う。</p> <p>(3) 指定避難所以外で避難する人々の把握が重要になる。現時点のマニュアルでは自主防災隊が地域を回って確認・把握をすることになっているが、この確認作業を支援するために携帯電話会社が提供する人流データを活用することについて伺う。</p>	<p>震では、土砂崩落による道路の寸断などにより、多くの孤立集落が発生した。また、避難所における生活環境の確保など、様々な課題が浮き彫りになった。本市においても、南海トラフ地震の発生が予想されていることから、本年度当初予算に、孤立が予想される中山間地域の食料や飲料水、携帯トイレの備蓄の拡充、迂回路の斜面对策などを盛り込み、現在、事業完了に向け鋭意取り組んでいるところである。さらに、避難所における生活環境の改善のため簡易シャワーの導入を進めるとともに、今後すべての市立小中学校の体育館などにスポットクーラーを導入する経費に係る予算を今議会に提案した。また、11月22日には新たな経済対策が閣議決定され、臨時国会において裏付けとなる補正予算案が審議されることとなる。この動向に注視しつつ、さらなる避難所環境整備や被災者支援の強化・充実、重要インフラの老朽化対策など速やかに検討していく。引き続き、市民の皆さまの生命・財産を守るため、私が先頭に立ち全職員一丸となって、市の重要施策として防災対策に取り組んでいく。</p> <p><b>7. (2)ア、イ (3)石田危機管理部長</b></p> <p>ア 毎年、実施している広聴モニターアンケートでは、携帯トイレを「7日分以上備蓄をしている」、「備蓄しているが7日間分はない」と回答された割合が、2020年度の26.8パーセントから、本年度の45パーセントと年々増加している結果となった。これは、最近のキャンプブームや渋滞時のトイレ対応など日常使いが増えたことに加え、ホームセンターやアウトドアショップなどで購入しやすくなったこと、さらに、能登半島地震の発生や南海トラフ地震臨時情報の発表により、携帯トイレの必要性を認識された方が増えたことによるものと推測している。このような中、本市の携帯トイレにかかる啓発の取り組みとしては、商業施設に訪れた方や、防災学習センターへ訪れた小中学生や親子連れの方などを対象にチラシの配付を行うとともに、携帯トイレの実物に触ったり、座ってみたりする体験を通じてその必要性について啓発を行っている。能登半島地震では、携帯トイレが発災初期におけるトイレ環境の確保に役立ったことから、自宅トイレで使用できる携帯トイレは在宅避難時にも有効である。こうしたことから、携帯トイレの各家庭での備蓄について、引き続き啓発を行うとともに、防災ホッとメールや市公式LINEなども活用して、より一層の周知に努めていく。</p> <p>イ エコキュートは、断水時において、タンク内の水を飲料水や生活用水として利用することが出来ることから、省エネ対策だけでなく防災対策としての利用も可能である。東日本大震災においては、エコキュートがアンカーボルトなどで固定されていなかった、若しくは固定はしていたが強度が不十分だったなどが原因で、転倒被害が多数発生した。この事態を受け、国では、給湯設備の転倒などの防止を図るための関係告示を、今から12年前の2012年に改正し、設置にあたっての明確な基準を示した。これにより、新たにエコキュートを設置する際には、転倒防止</p>

質問	答弁
<p><b>8. 地域のための遊休資産の活用について</b></p> <p>今年度末をもって浦川小学校が佐久間小学校に統合され、廃校となる。浦川地区では、元浦川中学校に浦川ふれあいセンターがあり、避難所として指定されているが、土砂災害警戒区域内のため防災上のリスクがある。一方、浦川小学校は地域内でも高い場所であり浸水のリスクは少ない。また、JR飯田線の浦川駅からも近く、住民の利便性は高いと考えられる。さらに、体育館も地域での利用価値が高い。そこで、浦川小学校廃校後の資産活用として、地元自治会からの要望がある浦川ふれあいセンターの浦川小学校への移転について伺う。</p>	<p>対策が実施されることとなった。能登半島地震におけるエコキュートの転倒については、設置時期が古く国の基準を満たしていないケースや施工不良などが原因ではないかと言われている。一方、エコキュートの耐用年数は、10年から15年と言われ、2012年以前に設置されたエコキュートは更新時期を迎えており、この更新の際には、最大13万円の国の補助金を受けることができる。このようなことから、現時点では、市としてエコキュートの転倒防止対策への助成を行うことは考えていないが、転倒防止対策の必要性について、市ホームページなどで周知・啓発に努めていく。</p> <p>(3)本市では、指定避難所以外の自治会集会所などへの自主避難者や在宅避難者の把握について、安否確認と併せて自主防災隊にお願いをし、その結果を最寄りの指定避難所に報告としている。しかし、自主防災隊員も被災するおそれがあり、必ずしも的確に指定避難所以外の避難者の把握ができるとは限らないことから、現在、効率的な把握方法の検討を進めているところである。能登半島地震では、携帯電話会社が提供する人流データを、指定避難所以外に人が集まっている場所や孤立集落、通行可能なルートの把握などに活用したとの報告もある。本市においても、災害対策本部での応急対応に人流データを活用できる可能性があることから調査・研究を進め、迅速かつ効率的な避難者の把握方法について、引き続き、検討してまいります。</p> <p><b>8. 奥家学校教育部長</b></p> <p>学校跡地については、まず、庁内での有効活用を図るため、各課へ「財産の活用希望調査」を実施する。その結果、希望がない場合は、学区となっている地域へ利活用の意向を確認し、地域の希望があった場合には、自治会等の団体へ貸与して地域コミュニティの施設などに活用いただいている。また、地域からも希望がない場合には、文部科学者が行っている「みんなの廃校プロジェクト」の活用などにより、全国から利活用希望者を募っている。浦川小学校は、庁内での活用希望がなかったことから、地域へ跡地活用の意向を確認していたところ、要望書が提出された。地域の中心に位置する浦川小学校は、これまで子供たちの学びの場としてだけでなく、地域コミュニティの拠点施設として、重要な役割を担ってきたものと認識している。要望にある浦川小学校へのふれあいセンター移転に関しては、地域の意向を踏まえ、所管部局において検討していくよう伝えていく。</p>

質問	答弁
<p><b>9. 遠州鉄道遠州西ヶ崎駅の交通結節点活用について</b></p> <p>遠州鉄道と本市は遠州西ヶ崎駅を高架化することで合意した。遠州西ヶ崎駅は浜松環状線に近接する駅であり、今後地域にとって利便性の視点で重要性が増すと考えられる。そこで、高架化後の遠州西ヶ崎駅の活用について、上島駅のようにバス・タクシーのロータリーを設けるなど交通結節点とする取り組みについて伺う。</p>	<p><b>9. 濱田都市整備部長</b></p> <p>遠州鉄道遠州西ヶ崎駅は、新浜松駅まで約 18 分と都心へのアクセスが良く、主要地方道浜松環状線に近接した駅である。当駅は、本市総合交通計画において、パーク・アンド・ライドやサイクル・アンド・ライドのための駐車場、駐輪場の整備を推進し、交通結節点としての機能を高め、利便性の向上を図ることとしている。現在進めている浜松環状線整備に伴う遠州鉄道鉄道線の高架化事業によって、当駅周辺の地域の分断や交通渋滞などの交通環境の課題が解消されるとともに新たな土地利用が見込まれる。このようなことから、本年度より当駅周辺を含む交通ネットワーク沿線における新たな土地利用の可能性に関する調査などを実施しているところである。今後は、高架化事業との連携を図りつつ、新たなバス路線の可能性について検討を行うなど、交通事業者とともに交通結節点の機能向上に繋がる取組を進めていく。</p>